

社会福祉法人慈愛会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈愛会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- (3) 評議員は無報酬とする。
- (4) 役員等からの申し出があれば、無報酬とすることが出来る。

(報酬等の額の算出方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は報酬総額を20万円（年額）とし、その限度額内で理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日とする。ただしその日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第3条の規程に準じて支給する。

2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程を以て社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

この規定は、令和3年7月1日より施行する。

別表第1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等の会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※理事からの申し出があれば無報酬とすることができる。

(2) 監事

	日 額
監事監査、理事会等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※監事からの申し出があれば無報酬とすることができる。